



## 身体障がい者巡回相談のお知らせ

☎ 福祉課 障がい者福祉係  
☎ 932-1493(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線126)

肢体不自由の補装具(義肢、装具)費の支給について、新規支給・再支給・修理の要否判定、処方、および適合判定を行います。なお、相談を希望する場合は、7月21日(金)までに役場1階 福祉課窓口または電話での予約が必要となります。

- 車椅子、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置の相談、要否判定は行いません。
- 補聴器などの要否判定および診察、身体障害者手帳の診断書の作成は行いません。
- 会場には、必ず障がいのあるご本人がお越しください。

▶ 日時 8月23日(水)  
受付 9時30分～11時30分  
12時30分～14時  
診察開始 10時

※12時～13時の間は診察を行いません。  
なお、予約人数が20人以下の場合は午前中で終了します。

▶ 場所 志免町総合福祉施設シーメイト2階  
(志免町大字志免451-1)

- ▶ 持参するもの 身体障害者手帳、印鑑
- 再支給の場合 前回支給の補装具
  - 修理の場合 修理が必要な補装具



## スマホお助け窓口を開設します

☎ 住民課 住民係  
☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線113)

須恵町ではみんなにやさしいデジタル化の推進のため、スマートフォン初心者・スマートフォンを使ってみたい人を対象に、個別対応のスマートフォン無料相談窓口を開設します。

※スマートフォンを持っていない人には、スマートフォンを無料で貸し出します。

▶ 開設日 7月18日(火)、24日(月)、31日(月)、  
8月7日(月)、14日(月)

▶ 受付時間 9時～12時  
13時～16時

▶ 場所 役場 1階ロビー特設カウンター

▶ 相談内容 スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法、マイナンバーカードの申請方法など

▶ 注意事項 端末設定や端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。



## ふるさと応援課に新しい職員が加わりました

☎ ふるさと応援課 外国人支援係  
☎ 931-1251(ダイヤルイン)



5月から、ふるさと応援課で国際交流員として勤務しています。

町内で増加している在留外国人との共生社会の環境整備のため、外国人相談窓口や日本語教室の開設、国際交流事業のグエンティフォン 企画・立案、刊行物の翻訳など、さまざまな支援事業を担当しています。

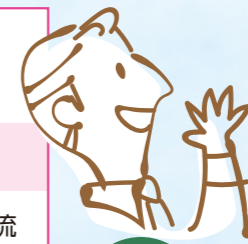
[グエンさんのコメント]

私は、グエンティフォンと申します。ベトナムのハイズオン省の出身です。ハイズオン省は、歴史遺産を多数有するベトナムで最も歴史の長い地方です。観光スポットとして遺跡や神社、寺院などの歴史的建造物が注目されています。

私は高校卒業後、地元を離れ、留学生として来日しました。留学および就職先に福岡県を選び、外国人技能実習生受入事業で、3年間通訳業務を経験し、現在に至ります。

須恵町は、「たくさんさんの自然に囲まれた町」というのが第一印象でした。これから、水と緑と光に恵まれた須恵町の皆さんと一緒に、協力して業務に取り組み、たくさんさんの良い思い出を作っていきたいです。

どうぞよろしくお願ひします。



## 役場からのインフォメーション



### 町税の納付忘れに ご注意ください

☎ 税務課 収納係  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線133)

7月31日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

#### ▶ 対象の税目

固定資産税	2期
国民健康保険税	2期



## 国民年金保険料の免除申請の受け付けが始まりました

☎ 住民課 国民年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線118)

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、保険料(令和5年度:月額16,520円)を毎月納めます。しかし、経済的な理由で保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満対象)という制度があります。

未納のままにしておくと、将来の年金が減るだけでなく、万が一のときに障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月1日から令和5年度分(令和5年7月～令和6年6月)の申請の受け付けを開始しましたので、役場1階 住民課窓口またはマイナポータルから申請ができます。

なお、免除申請は2年1か月前までさかのぼって申請をすることができます。

※免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得によっては免除に該当しない場合があります。

#### 申請に必要なもの

基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書・年金手帳など)またはマイナンバーカード

(失業特例を希望する人は、離職票または雇用保険受給資格者証をご持参ください。)

#### 学生は、学生納付特例の申請をしましょう

学生で保険料を支払うことが難しい場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。

学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)を持参の上、申請をしてください。

電子申請の詳細については、日本年金機構のホームページをご確認ください。



## 7月からファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

☎ 税務課 収納係 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線132・139)

税務課では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、7月からファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策を一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

#### ▶ 相談日

令和5年		令和6年
7月19日(水)	11月15日(水)	1月17日(水)
8月16日(水)	12月20日(水)	
9月20日(水)		

▶ 時間 9時～19時(お一人1回につき1時間)

▶ 会場 須恵町役場 1階 会議室B

#### ▶ ご用意いただくもの

- 収入がわかるもの(給与明細や確定申告書の写しなど)
- 支出がわかるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

#### ▶ 予約方法

事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

